

飲食チェーン店の過労死訴訟で 経営者の個人責任を認定

飲食チェーン店に勤務していた男性(当時二四歳)が、二〇〇七年八月に急性心不全のため死亡した。この男性の両親は息子が死亡したのは過重労働が原因として、同チェーン店を経営する企業に対し損害賠償を求めた。

一番では過労死訴訟で初めて、大手企業トップの個人責任を認定(京都地裁)。社長を含む役員ら四人に対し、約七八〇〇万円の賠償を命じた。二審も一審の判決を支持。企業側の控訴を棄却した(大阪高裁)。

一審の判決を下した坂本倫城裁判長は「過労の実情を放置し、何ら改善策を取らなかった」と批判。二審においても、社長ら役員が労働環境の改善を怠ったとして「悪意または重大な過失が認められる」と指摘した。

亡くなった男性は、二〇〇七年四月の入社から死亡までの約四か月間、時間外労働は月平均約一〇〇時間を超え、厚生労働省が定めた過労死基準の月八〇時間超を上回っていた。控訴審で企業側は、月一〇〇時間までの残業を認めた労使協定があり「外食産業では一般的」と主張したが、坂本裁判長は「過大な残業が常態化し、協定でも補い切れなかったのが実情に近い」と退けた。

最近見られる、 職場のいじめ相談とは

現在、職場でのいじめや嫌がらせが問題視されている。ここで、NPO法人労働相談センターに実際に寄せられた相談メールの中から、一部紹介しよう。

- サービス残業が当たり前の中小企業に勤務。一度、労基署から是正勧告があったあと、タイムカードが廃止となり、手書きの出勤簿となった。正直に記載すると、「自分の意思で書き直せ」と書き直すまで受け取ってくれない。
- 全国展開している大企業で契約社員として働いている。有給休暇を申請すると「有給休暇はありません」「上司に確認します」といわれる。就業規則は「ありません」という角を立てずに解決する方法はないだろうか。
- 残業代は月5000円のみ。休日出勤割増賃金もない。社長は「俺の若い頃はサービス残業が当たり前だし、俺も徹夜でやっている。だからお前たちもやれ」と、サービス残業を強制する。
- 契約社員として勤務。新婚旅行のため、有給休暇の9日間使用(土日含め13日間)を申請した。部長の許可も下りていたのに、直前になって人事部長からクレームがあり、休暇を取りやめないと退職という話にまでなっている。人事部長からは「2週間は常識外」「1週間にしろ」といわれる。今からキャンセルは不可能と伝えてもわかってくれない。
- 某電力会社の子会社に勤務。所長からパワハラを受けている。就業時間中「もういい、帰れ」などの文句をいわれ続け、少しでも気に入らないことがあると、仕事上の連絡や日常のあいさつも徹底的に無視してくる。精神的に追い詰められ夜も眠れなくなった。会社にコンプライアンス窓口があるが、もみ消されるので相談できない。自殺や殺人も考えてしまう。
- コールセンターの契約社員でオペレーターとして勤務。お客さまからのクレームにひたすら謝罪し続ける任務。それでもクレームがやまない「客を怒らせた」と上司に叱責され、席までなくなり、一日中立たされる。
- 直属の上司から同僚を無視するよう、いじめるように強要される。
- 自動車販売会社に勤務。上司が代わった途端に休憩時間がなくなった。上司は「成績が悪いのに権利ばかり主張するな」という。上司が帰るまで社員も退社できず、毎日夜9時まで会社にいる。

※出所/NPO法人労働相談センター
「職場のいじめ」メール相談事例より

社員がパワハラ・過労による自殺で 自動車大手企業に賠償命令六三〇〇万円

二〇〇七年四月、大手自動車メーカーの社員だった男性(当時二五歳)が、うつ病になり自殺した。男性の両親はこの自殺について、長時間労働や上司によるパワハラ(人権侵害)が原因だったとして、同社に慰謝料など約一億二〇〇万円の損害賠償を求めた。神戸地裁姫路支部は、同社の事後対応を含めて企業側の責任を認定した珍しいケースともいわれている。

男性は二〇〇六年一月から翌年四月までエンジン用部品の購買業務を担当していた。「残業は業務効率が悪いからだ」と上司から叱責され、仕事を持ち帰ることもあり、自宅での作業を含めると残業時間は月八〇時間を超えていた。原告側は、男性が発病後も企業側は業務への支援をせずに過重な労働を強いており、自殺は予見できたと主張。一方、企業側は男性への支援は行っており、自殺と業務は無関係と主張していた。広島中央労働基準監督署は二〇〇九年一月、業務に基づく強いストレスなどで発病、自殺したとして労災を認定した。